

# 令和8年度生徒指導方針



校訓

友愛津梁

沖縄県立八重山商工高等学校  
生徒指導部

# 令和8年度 生徒指導部 指導方針

## I 生徒指導の目標

本校の教育目標、教育方針、学校経営方針及び今年度重点努力目標に則り、心身ともに健全な人格を養うと共に、校風の樹立に努め、社会に貢献できる生徒を育成する

## II 今年度の努力目標

- (1)交通安全指導の強化
- (2)身なり指導の強化
- (3)勤怠指導の強化
- (4)携帯・SNS 指導の強化
- (5)アルバイト指導の強化
- (6)職員間の連携および家庭・関係機関との連携強化

## III 生徒指導の取り組み方法

- (1)生徒への不公平感を与えない様、全職員共通理解のもと、統一した指導体制を確立する。
- (2)保護者との連携を密にし、HR担任を中心に各科、各教科、各学年が協力しあって生徒指導にあたる。

## IV 生徒指導の確認事項

### 1. 身なりについて・・・商工生らしい身なり

※授業前に身なりを整える指導を徹底し、全職員が統一した生徒指導を行う。

※儀式的な行事にて、身なり違反者または異装者は帰宅指導を行う場合がある。

#### (1)衣替え等の調整期間は設けない。

ただし、入学式、1学期始業式・終業式、2学期始業式は夏服正装で統一する。また、2学期終業式・3学期始業式及び卒業式・修了式は冬服正装で統一する。

### スラックス

夏服正装	指定のシャツ、スラックス、ネクタイを着用する。 <b>※ネクタイ着用推奨</b> (シャツはスラックスの中に入れること。シャツのボタンは第一ボタンまでしめること)
夏服	指定のシャツ又はポロシャツ、スラックスを着用する。 (シャツ又はポロシャツをスラックスから出してよい。第一ボタンは外してよい。)
冬服正装	夏服正装に指定のブレザーを着用する。防寒着としての指定のニットベストを着用してよい。 (シャツをスラックスの中に入れること。)
冬服	シャツに指定のブレザーを着用する。防寒着としての指定のニットベストを着用してよい。 (シャツをスラックスの中に入れること。)

### スカート

夏服正装	指定のシャツ、スカート、リボンを着用する。 <b>※リボン着用推奨</b> (シャツはスカートの中に入れること。シャツのボタンは第一ボタンまでしめること)
夏服	指定のシャツ又はポロシャツ、スカートを着用する。 (シャツ又はポロシャツをスカートから出してよい。第一ボタンは外してよい。)
冬服正装	夏服正装に指定のブレザーを着用する。防寒着としての指定のニットベストを着用してよい。 (シャツをスカートの中に入れること。)
冬服	シャツに指定のブレザーを着用する。防寒着としての指定のニットベストを着用してよい。 (シャツをスカートの中に入れること。)

### ※注意事項

- ・スカート丈は、膝の中心にかかるものとする。また、スカートを曲げてはならない。
- ・ズボンの裾をしぼってはならない。
- ・半袖のシャツやポロシャツの袖からアンダーシャツなどを出してはならない。
- ・シャツやポロシャツの襟からアンダーシャツなどを出してはならない。(ハイネック等の禁止)
- ・タイツの色は紺や黒の単色とする。

#### (2)頭髪

清潔で高校生らしい髪型にする。(染髪・パーマ・奇抜な髪型は禁止)

※髪の毛が過度に変色（アイロン等の使用により）した場合は、元の髪の毛に戻す指導を行う場合がある。

### (3)身なり違反

身なり違反の例：指定以外の服装、実習服、染髪、パーマ、エクステ、ピアス（透明ピアス含む）、ネックレス、ブレスレット・指輪等の装飾品、髭、眉、サングラス、スリッパ、帽子、化粧・口紅（無色透明のリップは除く）、マニキュア、数珠、刺青等、カラーコンタクト、  
※宗教上、その他の理由がある場合は相談に応じる

### (4)実習服

学校指定のものを着用し、実習や指定された授業以外での着用は禁止とする。

## 2. 携帯電話等の指導について

### (1)校時中の使用は禁止。

8:45～3校時、4校時～帰SHRまで（集会等があれば集会等が終わるまで）電源を切り、表に出さずカバン等にしまうこと。

### (2)学校で充電等を行わない。

### (3)一人一台端末の使用については、「校内での1人1台端末利用ルール」に準ずる。ルール違反については懲戒指導基準に則り指導を行う。

### (4)個人情報保護及び肖像権保護や生徒データの流出を防ぎプライバシーを守るため、本人の同意なしの携帯電話等による写真やビデオの撮影を禁止する。

※許可なしに友人や他人の写真やビデオを撮影し、公開することは禁止されている。

※SNS等、インターネット上での他人に対する誹謗中傷の書き込みについても禁止している。

## 3. 勤怠指導について

### (1)8時45分のチャイムが鳴り終わるまでに教室に入室していない生徒は遅刻とする。

### (2)授業開始のチャイムが鳴り終わるまでに教室に入室していない生徒は遅刻とする。

（20分を超えての授業への入室は欠課となる）

### (3)やむを得ない理由により欠課する際は、担任か教科担当に生徒本人が連絡する。

### (4)やむを得ない理由により欠席する際は、原則として8時45分までに、保護者が学校へ連絡する。

### (5)登校してから下校時まで（昼食時間を除く）、許可なしに校外に外出することを禁止する。

（やむを得ず外出する場合は、外出許可書を受け取ってから外出すること）

## 4. アルバイトに関する指導

### (1)アルバイト原則禁止

アルバイトは「勤労精神を養う」「社会勉強になる」という意見もあるが、現状としてはそこから発生する問題（生活習慣の乱れ、学習意欲の低下、浪費癖がつく、部活動離れ）がある。その観点からアルバイトは原則として禁止している。（1学年1学期のアルバイトは完全禁止）

ただし、家庭の事情によりアルバイトを行う場合は、担任を通して「アルバイト許可申請書」を提出し、生徒指導部から許可証の発行を受ける。許可なしのアルバイトは事前指導の対象となる。

### (2)アルバイトの許可について

- ・職種、時間については、青少年健全育成保護条例に従う。
- ・22時以降の勤務、居酒屋および酒類を主として提供する場所、原付・自動車の運転が必要なアルバイトは禁止する。
- ・喫煙可能店でのアルバイトは禁止
- ・単位保留懸念8単位以上ある生徒、未履修懸念の生徒及び勤怠指導にかかる生徒は厳重注意を行い、次の成績判定会議において改善が見られない場合は許可を取り消す。
- ・懲戒指導を受けた生徒は、許可を一時停止し指導を優先する。
- ・アルバイトは許可証の有効期限を年度末とする。継続する場合は、必ず継続申請を行うこと。
- ・アルバイトの変更があれば、再度アルバイト許可申請を行う。

### (3)長期休暇の短期アルバイトについて

- ・短期アルバイトとは、夏休み・冬休みの長期休暇を含む短期間のアルバイトのことをいい、短期アルバイトをする場合は、「短期アルバイト届」を担任に提出すること。また、1年生で家庭の事情により保護者責任の元、夏休みから短期アルバイトを希望する場合も、「短期アルバイト届」を担任に提出すること。
- ・長期休暇後も継続してアルバイトをする場合は、「アルバイト許可申請書」を提出し、生徒指導部からアルバイト許可証の発行を受けること。

## ○懲戒指導について

- (1) 問題行動後は、職員会議等で報告、指導提案し、全職員の了解を得る。
- (2) 問題行動が発生した時は、保護者を呼び出し、学校長、HR担任、生徒指導部、同席のもとに指導の言い渡しを行う。
  - ① 停学生は、朝8時20分～8時40分、学校内外の清掃や作業を義務付け、その後は生徒指導部預かりとする。  
日誌指導生は、朝8時40分に登校し、生徒指導部による日誌チェックを受けて朝SHRから学級活動に参加する。
  - ② 日誌指導生は、HR担任および教科担任から、勤怠状況の観察・授業での評価を受け、日誌に記録する。
  - ③ 停学指導は、懲戒基準に則り指導する。
  - ④ 反省が見られない生徒の停学期間については、生徒指導委員会で検討し職員会議に提案する。
  - ⑤ 停学日数には、原則として休業日は含めない。
  - ⑥ 停学指導中の生徒は、行事に参加できない。

※事前指導及び懲戒指導が指導期間に追加3日を超えて指導が終わらない場合、または終わらないことが確定した場合、保護者を呼び出しの上で1段階上げた指導を再提案する。(勤怠指導については状況により柔軟に対応する。)

### 1 車両乗り回し(懲戒指導の基準等詳細を参照)

- (1) 車両の乗り回しは禁止とする。
- (2) 交通三悪(飲酒運転、無免許運転、速度違反)の場合は無期停学とし、状況によっては退学とする。
- (3) 友人等の運転するバイクや自動車による車両の乗り回しにおける同乗も禁止する。

### 2 車両免許取得について(懲戒指導の基準等詳細を参照)

- (1) 免許取得は禁止とする。

昭和58年のPTA総会で決議されて以来、三高校(八重高、農高、商工)の申し合わせ事項として、下記ア、イの場合を除いて、全ての運転免許の取得を禁止とする。

ア. 3年次の夏休み以降(ただし、所定の様式により届け出をすること)

イ. 家庭の事情により必要不可欠である場合に、親権を有する者が、その理由書を添えて願い出(様式あり)、これが職員会議において認められた場合。
- (2) 取得した免許は、保護者預かりとし、保護者同乗以外の運転は認めない。
- (3) 入校前日までに届出を行わず無許可で自動車教習所に通った場合は事前指導の対象となる。
- (4) 校時中に自動車教習所で受講した場合は上記③と同様の指導を行う。

### 3 飲酒、喫煙(懲戒指導の基準等詳細を参照)

- (1) 酒・ノンアルコールビール等・タバコ・電子タバコ等・ライター・マッチなどの所持も指導の対象となる。
- (2) 懲戒指導が初回の場合には酒類所持で6日間、飲酒および飲酒同席は9日間の停学とする。  
(平成10年、13年及び15年に起きた悲惨な事故も飲酒がらみによるものであったため。)

### 4 考査の不正行為(懲戒指導の基準等詳細を参照)

### 5 いじめ、暴力行為、迷惑行為(懲戒指導の基準等詳細を参照)

### 6 刺青(懲戒指導の基準等詳細を参照)

- ① 原則として新たに刺青があることを確認した場合は懲戒指導とする。(※年度始め、新入生に有無の確認を口頭で行う)
- ② 懲戒指導期間中に病院での診療を行い、治療計画を立てることを解除の条件とする。
- ③ 治療計画通りに治療を行えない場合は、新しい治療計画を立てるように指導を行う。

### 7 深夜徘徊(懲戒指導の基準等詳細を参照)

- 青少年保護育成条例により午後10時より午前4時までは外出を禁止とする。

### 8 身なり指導(懲戒指導の基準等詳細を参照)

- 異装者を見かけた場合に「事前指導カード」を発行して、全職員による異装者の指導を行う。カードの発行カウント数により段階的指導を行う。

### 9 勤怠指導(懲戒指導の基準等詳細を参照)

- 朝遅刻の累積回数に応じて段階的指導を行う。※無届欠課、無届欠席に対しては係が指導を行う。  
※体調不良や通院等、正当な理由の連絡が保護者からある場合は、遅刻回数としてカウントしない。(例:寝坊は遅刻)